

## 愛知・名古屋 2026 大会開催都市報告書作成業務委託仕様書

## 1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会開催都市報告書作成業務

## 2 目的

愛知県及び名古屋市（以下「委託者」という。）は、愛知・名古屋 2026 大会（以下「本大会」という。）において、受託者に対し、開催都市報告書の作成（以下「本委託業務」という。）を委託する。

開催都市報告書（以下「報告書」という。）は、大会の招致から開催までの軌跡を記録し、大会関係者等へ報告するとともに、大会を通じて得た経験等を後世に継承するために作成するものである。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

## 4 履行場所

委託者が指定する場所

## 5 本委託業務の内容

- (1) 業務の進行管理
- (2) 写真の撮影
- (3) 構成(目次)案の作成
- (4) 原稿の作成
- (5) 編集、デザイン
- (6) 音声コード作成及びレイアウト
- (7) 校正
- (8) 版下データ等の作成

## 6 委託内容詳細

本大会開催の準備業務や取組について、資料を参考に受託者が原稿を作成し、報告書を作成する。業務に当たっては、本委託の目的及び作成方針を十分に踏まえ、委託者と協議の上、下記業務を実施すること。

## (1) 業務の進行管理

ア 受託者は、本委託業務の履行に必要な人員を確保し、効果的かつ経済的な業務実施体制を構築すること。本契約締結後速やかに、業務ごとの担当者等を明記した業務実施体制図及び業務工程表を委託者と協議の上作成し、委託者へ提出すること。

なお、業務実施体制の構築及び業務工程表の作成に当たっては、別紙 1 - 1 「想定ス

ケジュール」を参考にすること。ただし、想定スケジュールについてはあくまで目安であり、前後する可能性がある。詳細については、本契約締結後、委託者と調整を行うこと。

イ 受託者は、本委託業務の遂行に当たり、委託者と緊密に連絡をとりながら進めること。

ウ 受託者は、必要に応じて委託者と打合せを実施すること。打合せの場所や方法については、委託者が指定する。打合せの頻度については、業務進捗に合わせて委託者と協議しながら調整するものとする。

なお、打合せに係る交通費等の経費は受託者の負担とする。

エ 各種打合せの議事録は受託者が作成し、委託者に確認の上、3営業日以内に提出すること。

## (2) 写真の撮影

ア 委託者は、事前に各競技や関連イベントのスケジュール、撮影可能場所等の情報を提供するが、撮影については、撮影スケジュールや人員配置等も含めて、受託者において計画を立て、委託者と協議及び調整を行った上で、管理・運営を行うこと。

イ 撮影に際し、法令等を含めた関係機関等への事前申請が必要な場合は、受託者で行うこととする。

ウ 撮影場所や各競技会場等の撮影ルールや法律を遵守すること。

エ 肖像権等を侵すことがないように適切な調整を行い、十分留意して撮影すること。また、観客等のプライバシー権の侵害にならないよう、観客等の容貌が特定できないように処理を行うこと。

オ 撮影に付帯する経費（宿泊費・交通費・施設撮影料等）は、受託者の負担とする。

カ 受託者は、事前調査や撮影等を行うに当たり、一目で本委託業務のスタッフであることが識別可能となるよう、ビブス等を用意し会場等において着用すること。

## (3) 構成（目次）案の作成

受託者は、別紙1-2を参考に構成案（章立てやタイトル名を含めた目次）を提案し作成する。作成に当たっては、委託者と十分に意見交換を行い、委託者と協議した期間内に「報告書構成案」を委託者に提出し、承認を得ること。

なお、構成案の作成に必要な要素については、委託者から提供する。

## (4) 原稿の作成

ア 上記（3）で委託者の承認を得た構成に基づき、委託者と十分に意見交換を行い、受託者が原稿を作成する。原稿は原則、A4判縦長、横書き、ページ数は表紙を含め200ページ程度とし、打合せで検討の上、決定するものとする。

なお、原稿の作成に当たっては、16に掲載する資料等も参考とすること。原稿の作成において、委託者が作成している資料等を参考とする必要がある場合は、委託者にその資料の貸与について協議すること。

イ 受託者は、大会関係者等へ独自に取材・撮影等を行い、下記（ア）から（ウ）に基づき原稿を作成すること。取材項目については、事前に委託者と協議の上、決定すること。

(ア) 大会関係者等

大会関係者等とは、愛知県職員、名古屋市職員、公益財団法人アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員、施設関係者、ボランティア、大会観戦客等をいう。

(イ) 取材・撮影等

取材・撮影は委託者と協議し決定する。

(ウ) 取材人数

取材人数は委託者と協議し決定する。

ウ 招致から本大会終了までにおける本大会関連の新聞、雑誌等の記事を収集し（本委託においては令和8年10月頃まで）、本報告書の関連する項目に挿入すること。受託者が原稿を作成するに当たって、効果的と思われる記事を選出し、委託者に協議を行い、掲載する記事を決定する。なお、本報告書への掲載に係る著作物利用の手続については受託者が行うものとする。

エ レイアウト編集等

(ア) 写真ページのレイアウトについては、受託者がレイアウト案を作成の上、事前に委託者と調整し、作成すること。

なお、写真ページに掲載する写真については、原則、受託者が撮影したものを使用すること。

(イ) 必要に応じて、受託者が撮影した写真の他、委託者が撮影した写真も使用すること。また、写真のレイアウトや枚数、サイズ等については、委託者と協議の上、調整を行うこと。

(ウ) 写真等の掲載許可が必要となる場合は、関係先への掲載に係る依頼、著作権に係る調整等、掲載許可の取得に必要な手続を受託者において行うこと。

オ 本報告書には、別途発注する印刷業務委託において、各ページに音声コードを配置することから、ページをデザインするに当たって、音声コードの配置に配慮し、委託者と協議の上レイアウトを決定すること（レイアウト作成にあたっては、別紙1-3「音声コード（※）作成と切り欠きについて」を参考にすること。）。

(5) 編集、デザイン

ア 編集

上記(3)の構成案に基づき、受託者が作成する原稿（インタビュー記事を含む）、国内外の本大会に係る記事及び委託者が提供する資料等をもとに、受託者が委託者と十分に意見交換を行い、編集内容を提案する。

イ デザイン

受託者が、表紙、目次、扉絵、本文ページ等について基本となるデザイン案を複数作成し、委託者と十分に意見交換を行い決定したものに沿って作成すること。デザインにおける前提として、以下の点を考慮すること。

(ア) 視認性（認識しやすさ）、可読性（読みやすさ）、色彩性（彩やかさ）の3つの要素を考慮し、かつ読者にとって魅力的なデザインであること。

(イ) 愛知・名古屋2026の大会エンブレム、大会スローガン及びコアグラフィックス等

の知的財産を使用する場合は、組織委員会が使用のルールを定めるガイドライン等を遵守すること。

(ウ) 全ページ（表紙を含む）音声コードを配置することから、デザインに当たっては音声コードの配置を考慮すること。

(6) 音声コード作成及びレイアウト  
別紙1－3により、作成すること。

(7) 校正  
委託者と協議の上、校正を行うこと。校正回数は3回以上とする。ただし、軽微な修正等については、委託者と協議の上、校正回数に含まないものとする。

(8) 版下データ等の作成  
校正終了後、印刷入稿の版下データを作成すること。

## 7 納品

成果物については、下記納期までに納品すること。また、成果物の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(1) 納期 令和9年3月8日（月）

(2) 納品物

ア 印刷入稿データ等一式 2部

完全版下（macOS 及び Windows/Adobe 社製ソフト（Illustrator もしくは InDesign）で作成したデジタル版下）

※入稿時に OS 及び使用ソフトのバージョン、利用フォント等の分かる情報を付けること。

イ 最終校正紙 2部

ウ WEB サイト掲載用 PDF データ一式 2部

「全ページ版」及び「各章版」の2種類の PDF データを単ページで作成すること。また、印刷用 PDF（高画質 PDF）で納めること。

エ CD-R 配布用データ一式 2部

「全ページ版」及び「各章版」の2種類の PDF データを単ページで作成すること。また、印刷用 PDF（高画質 PDF）で納めること。

オ アからエまでの格納媒体 2部

カ 報告書に掲載した写真及び委託者が別途指定した写真のデータ（JPEG 形式） 2部  
撮影日、撮影場所、掲載ページ等が分かるよう整理した上で納品すること。ただし、オの格納媒体とは別の媒体に格納すること。

キ 作成段階における取材、撮影等で使用した全ての画像データ 2部  
オの格納媒体とは別の媒体に格納すること。

ク 格納媒体は CD-ROM 及び DVD-ROM を基本とする。格納するファイルについては、ファ

イル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。最新のウイルスソフトでチェックを行った上で納品すること。

### (3) 納品場所

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課

## 8 留意事項

- (1) 本委託業務の実施による成果物は、知的財産権の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。
- (2) 成果物の表現には、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など本大会の信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがある内容を含めないこと。
- (3) 各競技会場等内での業務履行（関係者の立入り、車両の進入、物品等の搬入・設営・撤去等）に際しては、事前に委託者に相談の上で、事前に駐車場や車両動線等の調整を図って実施すること。
- (4) 各業務について、受託者による著しい履行不良が発生した場合や委託者からの改善要求に応えられない場合は、委託者は一方的に本契約を解除することができる。その際、本契約解除以降に本委託業務の履行に伴って発生する費用は、既に発注済みのものも含め、委託者はその費用負担に応じないものとする。
- (5) 作業中に発生した事故や破損等についての責任は、受託者が負うものとする。また、事故が発生した場合は、受託者は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の費用負担と責任において損害賠償や原状回復等に対応すること。
- (6) 本委託業務完了後に瑕疵が発見された場合、受託者の責任と負担において、速やかに当該瑕疵の修正を行わなければならない。

## 9 権利義務の譲渡

受託者は、本委託業務に係る成果品（提出物及び実施に係る制作物等）の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）を契約対価の支払いをもって委託者に移転するものとし、著作権者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。受託者が、作成の全部若しくは一部を別の者に再委託する場合又は当該著作物に既に作成された第三者の著作物を含む場合は、その著作物にかかる著作権を委託者に移転させるものとし、当該第三者をして著作者人格権を行

使させないものとする。

また、受託者は、成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

なお、委託者は、当該成果品の内容を受託者の許諾なく自由に公表することができる。

#### 1 0 資料の貸与及び返却

- (1) 本委託業務の履行に際し、受託者から求めがあり、委託者が必要と認める資料については委託者が貸与する。受託者は独自の調査に加えて、貸与された資料を活用の上、本委託業務の円滑な履行に活かすこと。
- (2) 受託者は、貸与資料について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失及び負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め、若しくは原状に復し返還し又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者から貸与資料について返却の指示がなされた場合、及び本委託業務完了後に、委託者に貸与資料を速やかに返却しなければならない。

#### 1 1 機密保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約及び本仕様書に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。  
また、本委託業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) 委託者が貸与する資料に記された個人情報及び本委託業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有情報であり、受託者は、委託者の許可なく複写、複製又は第三者への提供を一切行ってはならない。
- (5) 別紙 1 - 4 「機密保持契約書」を取り交わすものとする。委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して、機密保持契約書に記載の契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

## 1 2 再委託の取扱

(1) 契約書第6条に定める「主要な部分」とは、受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(2) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く受託業務の一部を再委託するに当たっては、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

また、再委託先が愛知県または名古屋市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(3) (2) の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託先の商号又は名称、代表者及び所在地

イ 再委託の期間

ウ 再委託する業務の内容・範囲

エ 再委託の理由

オ 再委託先の選定理由 再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力を有することを立証すること

カ 再委託先に対する業務の管理方法

キ その他、委託者が指定する事項

(4) この仕様書の1から12までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。(12については、機密保持等再委託先が遵守すべき事項を特定する。)

(5) 再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託者に遅滞なく変更の届出を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

## 1 3 環境に配慮した調達

業務を進める上では、最新の愛知県環境物品等調達方針及び名古屋市グリーン購入推進指針を遵守すること。

## 1 4 適用関係

本契約、本仕様書及び別紙1-4「機密保持契約書」の内容について、それぞれ矛盾・抵触等が生じた場合、①別紙1-4「機密保持契約書(第21号様式)」、②本仕様書、③本契約の順番で、その規定を優先的に適用させるものとする。

## 1 5 問合せ先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課 啓発グループ

電話 052-954-7410

メール [kikaku-chousei@pref.aichi.lg.jp](mailto:kikaku-chousei@pref.aichi.lg.jp)

## 1 6 参考資料

報告書の作成に当たっては、以下を参照すること。

ア 愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/asia/>

イ 名古屋市第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会ホームページ

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/index.html>

ウ 第20回アジア競技大会2026のための開催都市契約書

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kikaku-chousei/asiangameshcc.html>

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014121.html>

エ 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催都市契約

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kikaku-chousei/parahcc.html>

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014108.html>

オ 第20回アジア競技大会開催構想

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kikaku-chousei/280920->

[20thasiangames-3.html](https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014124.html)

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014124.html>

カ Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドライン

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/accessibility2026.html>

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014127.html>

キ アジア競技大会・アジアパラ競技大会を活用した地域活性化ビジョン

<https://www.pref.aichi.jp/site/asia/chiikikasseika-vision.html>

ク 2026アジア・アジアパラ競技大会NAGOYAビジョン

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034473/1014120.html>

## 1 7 その他

- (1) 本業務は、公募型プロポーザル方式による業者選定のプロセスを経ているため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (3) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (4) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。

- (5) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (6) 委託者が契約後に提供する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドライン及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドラインを遵守すること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、愛知・名古屋2026に係るアンブッシュマーケティングに留意すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

想定スケジュール

|             | 2026年 |                  |                |    |    |    |                     |                         |     | 2027年 |    |                   |
|-------------|-------|------------------|----------------|----|----|----|---------------------|-------------------------|-----|-------|----|-------------------|
|             | 4月    | 5月               | 6月             | 7月 | 8月 | 9月 | 10月                 | 11月                     | 12月 | 1月    | 2月 | 3月                |
| 開催都市<br>報告書 |       |                  |                |    |    |    | アジア競技大会 (9/19~10/4) |                         |     |       |    |                   |
|             |       |                  | ★契約締結          |    |    |    |                     | アジアパラ競技大会 (10/18~10/24) |     |       |    |                   |
|             |       |                  | 資料収集           |    |    |    |                     |                         |     |       | 校正 | ★<br>データ<br>完成・納品 |
|             |       |                  | 原稿・デザインレイアウト作成 |    |    |    |                     |                         |     |       |    |                   |
|             |       | 大会、関連イベント等の取材、撮影 |                |    |    |    |                     |                         |     |       |    |                   |

## ページ構成（例）

| 項 目                | 内 容         |
|--------------------|-------------|
| 表紙（表）              | タイトル        |
| 表紙（裏）              | 白紙          |
| 愛知県知事挨拶            |             |
| 名古屋市市長挨拶           |             |
| 愛知県議会議長挨拶          |             |
| 名古屋市会議議長挨拶         |             |
| 目次                 |             |
| 用語・略語に関する特記事項      |             |
| 愛知・名古屋 2026 大会について | 大会概要        |
|                    | 大会ハイライト     |
|                    | 大会日程        |
|                    | 競技会場        |
|                    | セレモニー（開閉会式） |
|                    | 聖火リレー       |
|                    | 数字で見る 2026  |
| 主な取組等              | 大会招致・開催都市決定 |
|                    | 組織委員会の設立と体制 |
|                    | 組織体制と役割分担   |
|                    | 議会の活動       |
|                    | 関係機関との連携・協力 |
|                    | 都市運営        |
|                    | ボランティア      |
|                    | 医療体制        |
|                    | アクセシビリティ    |
|                    | 競技会場・施設管理   |
|                    | 競技関連        |
|                    | 聖火リレー       |
|                    | 機運醸成        |
|                    | シティドレッシング   |
|                    | おもてなし・魅力発信  |
|                    | ライブサイト      |
|                    | 選手間交流       |
| 儀典                 |             |

| 項 目     | 内 容        |
|---------|------------|
| 主な取組等   | フレンドシップ事業  |
|         | 子供達への取組    |
|         | 大会観戦招待     |
|         | 地域への取組     |
|         | 文化プログラム    |
|         | 持続可能性      |
|         | 愛知県の主な取組等  |
|         | 名古屋市の主な取組等 |
| 大会のレガシー | レガシー       |
| 年表      | 年表         |
| 裏表紙（裏）  |            |
| 裏表紙（表）  |            |

## 音声コード (※) 作成と切り欠きについて

音声コード作成及びレイアウトに当たって、以下を考慮しながら作成すること。

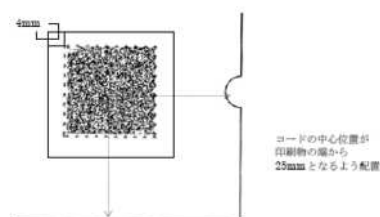
## 1 音声コード画像データの作成

受託者が作成した原稿を基に、読み上げ原稿を作成し、音声コードを作成すること。

## 2 音声コードのレイアウト

音声コードの周囲 4mmはテキストや文章等がかからないよう、レイアウトすること。

また、音声コードの中心位置が、紙の端からそれぞれ25mmになるよう配置すること。



## 3 切り欠き

印刷した音声コードの横には、視覚障害者が触覚により音声コードの位置を把握できるように、半円の切り欠きが入ります。音声コード横から、近い方の用紙の端に半円の切り欠きを入れます。

ページの片面に音声コードがある場合には、音声コードから近い方の用紙の端に1箇所の切り欠きが入ります。

ページの両面に音声コードがある場合には、音声コードから近い方の用紙の端に2箇所の切り欠きが入ります。



※ 文中に使用している「音声コード」は「Uni-Voice」又は「Uni-Voice」と同等の機能を持つ音声コードを指す。

## 機密保持契約書

愛知県（以下「甲」という。）、名古屋市（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、甲乙によって開示される機密情報の取り扱いに関し、次のとおり機密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、丙が、愛知・名古屋2026大会開催都市報告書作成業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、甲乙によって開示される機密情報の機密保持に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

本契約において機密情報とは、本契約の有効期間中、本業務に関連して甲乙によって開示を受ける情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 機密情報とは、本契約締結の前後を問わず、本業務履行のために機密である旨の表示がなされたうえで開示される情報とする。
  - ② 機密情報には、本業務の内容、機密情報開示の事実を含む。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における機密情報として取り扱わないものとする。
- ① 甲乙より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に丙が保有していた情報。
  - ② 甲乙より開示を受けた後、丙の責によらず公知となった情報。
  - ③ 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報。
  - ④ 開示された情報によらずして丙が独自に開発した情報。
  - ⑤ 甲乙が機密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報。
- 3 前各項の定めにかかわらず、JISQ15001で定める個人情報については明示の有無を問わず機密情報とする。

### 第3条（機密保持）

丙は、開示される機密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとする。ただし、甲乙から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合、及び法令の定めるところにより開示を求められた場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書において、法令の定めるところにより開示を求められた場合、丙は、それが任意であるときは事前に甲乙に対して開示の是非について確認するものとし、義務であるときには開示した事実及びその内容を書面をもって通知するものとする。

- 3 丙は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとする。
- 4 丙は、機密情報を、当該情報を知ることが必要であると認められる最小限の者に対してのみ開示することができるものとする。
- 5 丙は、本業務の履行に合理的に必要な範囲内でのみ、甲乙の事前の承諾を得て、機密情報を複製することができる。
- 6 丙は、書面による甲乙の事前の同意なく業務の再委託を行ってはならないものとする。
- 7 丙は、甲乙の同意の下に業務を再委託する場合は、当該再委託先の秘密保持について責任を負うものとする。この場合は、当該再委託先は、損害賠償等の適用について、甲乙が丙に対するものと同等の義務を負うものとする。
- 8 甲乙は、機密情報の保持状況を調査するために、随時、報告を求めることができ、丙の本業務を履行する作業場所に立入調査を行うことができるものとする。
- 9 丙は、機密情報に関し、事件・事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、甲乙に直ちにその旨を報告するものとする。

#### 第4条（目的外使用の禁止）

丙は、事前の書面による甲乙の承諾を得ることなく、機密情報を本業務以外の目的に一切使用してはならないものとする。

#### 第5条（機密情報の返還）

丙は、本業務が終了した場合、または甲乙より返還請求のあった場合には、甲乙の指示に従い機密情報並びにその複製物を甲乙に直ちに返還又は破棄するものとする。なお、機密情報並びにその複製物を破棄したときは、丙は甲乙にその事実を証明する書面を提出するものとする。

#### 第6条（保証）

甲乙は、丙に対して自ら開示した機密情報及びその利用に関して、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、いかなる契約不適合責任及び保証責任も負わないものとする。

#### 第7条（損害賠償）

丙は、甲乙の機密情報を漏洩し、または本契約に定める条項に違反した場合、自己の責に帰すべからざる事由によることを除き、甲乙に対して直接かつ通常の損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）を賠償する責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償金額は甲乙丙で協議のうえこれを定めるものとする。

#### 第8条（否定）

本契約のいかなる規定も甲乙に何等の機密情報の開示義務を課すものではない。

- 2 本契約に明示的に規定されている他、甲乙は、本契約に基づき機密情報について何等の権利も丙に許諾するものではない。

#### 第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。期間満了の1ヵ月前までに甲乙丙から何らの申し出がないときは、本契約は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

- 2 本契約が期間満了又は解除等により終了した場合といえども、第3条から第10条までは、本契約終了後もなお対象事項が存続する限りそれぞれ有効とする。
- 3 前項にかかわらず、個人情報に関する機密保持義務は、有効期限満了後もその効力を有するものとする。

#### 第10条（合意管轄）

甲乙丙は、本契約に関連して甲乙丙間に生じた紛争を訴訟によって解決する場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

#### 第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じた事項については、甲乙丙誠意をもって協議のうえ決定する。

以上、本契約の締結を証して本書3通を作成し、甲乙丙による記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

2026年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1 番2 号  
愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1 番1 号  
名古屋市

契約事務受任者 名古屋市総務局長

丙